

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：松浦建設（株）

住所：神奈川県小田原市新屋 82-1

2. 指名停止措置期間 自 令和7年12月19日 3ヶ月
 至 令和8年3月18日

3. 事実概要

松浦建設（株）の元代表取締役及び元営業部長が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件で、当該業者に便宜を図った見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分の商品券を渡したとして、令和7年9月24日、横浜地検に贈賄の罪で起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第3号イに該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第3号イ〉

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3カ月以上9カ月以内
ロ 一般役員等	2カ月以上6カ月以内
ハ 使用人	1カ月以上3カ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564